

まん延防止等重点措置期間の延長（想定）に伴う区の考え方

1 区の方針

国や都の方針を踏まえ、以下のとおり定める。

- ・新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けて、医療機関や関係機関と連携し、ワクチン接種を含め、区民の「命」を守る施策を継続する。
- ・現在、感染力が強く、再感染リスク増加やワクチンの効果を弱める可能性が指摘されているオミクロン株が東京でも急速に拡大しており、感染者数の急速な増加は、医療提供体制の逼迫につながるのみならず、社会活動の基盤すら揺らぎかねない事態に陥ることも危惧される。こうした状況から、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、東京都等を対象として「まん延防止等重点措置」が適用されている（東京都等の13都県における期間：令和4年1月21日（金曜日）から2月13日（日曜日）まで）ところである。しかし、新規感染者数の増加傾向に歯止めがかかっておらず、報道によると、現在、政府においてまん延防止等重点措置期間の延長について検討されており、感染状況等を踏まえ、2月10日頃に取り扱いが決定される見込みとなっている。こうした動向を踏まえ、まん延防止等重点措置期間の延長を想定し、本区においても引き続き感染予防対策を徹底し、オミクロン株による再拡大防止を図る。
- ・区民に必要な情報を適時適切に発信する。
感染状況次第では、措置等を変更する場合もある。

2 主な施設等の対策

出張所、学校、保育園、学童クラブ、福祉関係施設、清掃事務所、公園等については、引き続き業務を継続する。各施設については、国や都のガイドラインに沿って、感染防止対策を徹底して開館する。貸出施設等の開館時間は、措置期間においては、ホール等の公演等を除き、夜9時までとし、夜9時から10時までの夜間延長は行わないほか、入場者の整理等を実施する。酒類の持ち込み、飲食、会食については、措置期間においては、長時間におよぶ飲食等、感染リスクの高い行動を避けるよう、利用者への注意喚起を行う。カラオケ設備の利用については、措置期間においては、不可とする（期間：令和4年1月21日（金曜日）から令和4年2月13日（日曜日）まで。ただし、2月14日（月曜日）以降については、今後、国において東京都を対象としたまん延防止等重点措置期間の延長を決定し、かつ、これを踏まえて都が決定するまん延防止等重点措置の要請内容等が現在と概ね同様のものである場合は、国、都が決定する期間への延長を行うこととする。）。

3 区主催イベント・事業等の対応

実施の際は、人流抑制に配慮し、感染防止策を徹底する（ただし、縮小（延期）業務や休止業務に位置付けた事業等を除く。）。

4 会議等の開催

区で行う会議等については、オンライン開催や書面開催等を原則とし、真に必要な場合は、必要最小限とするほか、感染防止策の徹底を図る。

国や都の要請等の内容によっては今後変更する可能性がある。